

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日とする)

目次

- ◆ 告 示 保険医の登録の抹消
保険医療機関等の指定
- 国民健康保険法第三十九条第一項に規定する登録があつたものとみなされるもの
- 計量器定期検査の実施
- 昭和四十六年度地籍調査事業計画
- 土地の用途廃止
- 都市計画の決定
- 都市計画の変更
- 都市計画区域の指定
- ◆ 企業管理規程 鳥取県営企業財務規程の一部を改正する企業管理規程

告 示

鳥取県告示第六百三十七号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ十一第二項の規定による登録の抹消の請求により、次の保険医は保険医でなくなつたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和四十六年七月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名	登録の記号及び番号	登録の抹消年月日
篠原 みさ子	鳥医第一〇六八号	昭和四十六年七月二十五日
山口 又治郎	" 一二二二号	"
石田 勝也	" 一五八七号	"

鳥取県告示第六百三十八号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和四十六年七月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所 在 地	診療科名	開設者名	指定年月日
業師寺整形 外科医院	米子市東福原字式番 割畷東六二五ノ一	整形外科、理 学診療科	業師寺郭磨	昭和四十六年 七月一日

鳥取県告示第六百三十九号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年七月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録の記号及び番号	氏 名	登録の年月日
鳥国医第一六〇七号	古 瀬 俱 之	昭和四十六年六月十四日
第一六〇八号	長谷川 靖 展	七月九日
第一六〇九号	竹 内 隆	七日

石田産婦人科 医院	境港市上道町 一七一七	産婦人科	石田 公男	"
森下 医院	八頭郡河原町河原	内科、小児科	森下 卓郎	"
岡田 医院	東伯郡東伯町丸尾字 上ノ垣八	内科、外科、 産婦人科	岡田 俊郎	十四日
松田 医院	日野郡日野町根雨 二二九	内科、小児 科、放射線科	松田 泰彦	一日
岩間 薬局	倉吉市瀬崎町 二七七		岩間 豊	十日
伊藤耳鼻咽喉 科医院	鳥取市吉方温泉一丁 目六二〇ノ三	耳鼻咽喉科、 気管食道科	伊藤 正夫	一日

鳥取県告示第六百四十号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第四百十条の規定に基づき、倉吉市の計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第四百十三条の規定により告示する。

昭和四十六年七月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

検査期日	検査時間	検査区域	検査場所
九月 一日	午前十時から 午後三時まで	倉吉市	河北中学校
" 二日	午前十時から 正午まで	"	倉吉市農業協同組合 西郷支所
" 三日	午前十時から 正午まで	"	上灘小学校
" 六日	午前十時から 午後三時まで	"	上北条公民館
" 七日	午前十時から 正午まで	"	倉吉市農業協同組合支所 高城公民館
" 八日	午後一時から 正午まで	"	倉吉市農業協同組合 北谷支所
"	午前十時から 午後一時まで	"	上小鴨公民館
"	午後一時から 午後三時まで	"	倉吉市農業協同組合 小鴨支所

"	十日	午前十時から 午後四時まで	"	倉吉市役所
"	十一日	"	"	倉吉福祉会館
"	十三日	"	"	倉吉市役所
"	十四日	午前十時から 午後三時まで	"	計量器所在場所
"	二十日	午前十時から 午後四時まで	"	倉吉市役所

鳥取県告示第六百四十一号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条の三第二項の規定により、地籍調査に関する県の計画に基づく昭和四十六年度における事業計画を次のとおり定めたので、同法同条第五項の規定により告示する。

昭和四十六年七月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

調査を行なう者の名称	調査地域	調査期間	摘 要
米子市	富益町の一部	昭和四十七年三月三十一日まで	換算面積 一・六〇平方キロメートル
名和町	大字加茂	"	換算面積 五・九五平方キロメートル
日吉津村	大字富吉、今吉	"	換算面積 一・六〇平方キロメートル

鳥取県告示第六百四十二号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十六年七月二十七日から用途

廃止した。

昭和四十六年七月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所	面 積 (平方メートル)	用 途
鳥取市正蓮寺字西ノ谷一四七ノ二九番地先から 一四七ノ一番地先まで	四八・八三	道路敷
字背戸山二四〇ノ三番地先から 字細谷一六一ノ一番地先まで	三三・〇八	"
一六〇ノ一番地先から 一六一ノ一番地先まで	一三七・三三	"
一六一ノ四番地先から 一六二ノ一番地先まで	二三・五三	"
字前田一三七ノ一番地先から 一六三ノ二番地先まで	三〇・二一	水路敷
字屋敷通一六三ノ三番地先	二・〇一	"

鳥取県告示第六百四十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定に基づき、米子境港都市計画を決定したので、同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年七月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 都市計画の種類

土地区画整理事業

二 関係図書の縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第六百四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、鳥取都市計画を変更したので、同法同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年七月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 変更に係る都市計画の種類
用途地域

二 関係図書の縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第六百四十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五条第一項の規定に基づき、

東伯都市計画区域を指定したので、同法同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年七月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 都市計画区域の名称

東伯都市計画区域

二 都市計画区域に含まれる土地の区域

東伯郡東伯町大字上伊勢、大字下伊勢、大字逢東、大字浦安、大字保、大字徳万、大字丸尾、大字槻下、大字中尾、大字三保、大字下大江、大字勤、大字八橋字東大灘、河原端、上河原、東下河原、西河原、大灘、東崩レ、下河原、東頭ナシ、頭ナシ、樋掛リ、濱手、井手領、大田、八反ヶ坪、新屋敷、川向、

赤坂、大上戸、笠見平、廻リ尻、茅町、大日峯、下寺の上、後口谷、五輪山、上寺の上、新町北側、東町北側、御城の東、南田井、下勝見、仲町北側、仲町南側、御城山、風呂屋、北小橋、西町北側、西町南側、馬場、宮ノ前、宮ノ下町、諏訪宮、坂ノ上、宮ノ上、塚ノ下、塚ノ下西平、欠口、監繩手、小間田、四反田、桑ノ木谷、上勝見、体玄寺、小橋、中ツケ、言ノ上、桑ノ木、平ヶ坂、龍王東平、南田井頭、南田井西平、中峯、大首上口、丸山、菊丸山、大首、大首西平、鋤ヶ崎、清水前、清水尻、清水屋敷、清水裏、上太首、龍王丸山、龍王、二子塚、塚ノ下、五反田、古川、北田、小路平、曹溪寺、塚ノ東、狐塚、中峯、谷畑、塚ノ上、御敷田、柳田、向森、西中峯、長畑、粟子家ノ西、粟子、穴ノ谷、粟子前、牛飼谷口、イザモリ及び中瀬、大字笠見字石代、中瀬、下総サ、中峯、上城山、城山、八反ヶ坪、八幡越、屋敷、城ヶ鼻、向田、出口、橋詰、坪ノ内、平ヶ坂、向山、上平ル、小坂山、入免、沖、下天王、天王、石田、府後、平木、大塚、下高丸、中高丸、大畑、薬師田及び上天王、大字田越字絹櫃、石橋、大人、カボチャ峯、川崎、三反田、明地、東出口、西出口、西川、才ノ神、奥谷、狐畑、西谷、下平山、西屋敷、東屋敷、西谷頭、上平山、龍子田、五輪田、堂ノ上、内新田、前河原、上屋敷、古城、山鼻、大エゴ、妙見、頼堂、城山、井図地及び寺峯、大字金屋字鳥ヶ尾、一本松、布ヶ市、宮前、宮ノ前、宮ノ下、大田、藪ノ下、高下添、桜ノ木、芳国、矢倉垣、竹山、前谷、石塚、金屋田、堂ノ前、三反田、梶山、莊田、河原廣及び墓ノ前、大字美好字道之上、鳥羽土井之上、道之下、隈之下、下大江口、隈之上天神、繩手、明後寺、東竹信、シン宮、道畑ヶ、三反田、二股、石田、中屋敷、出口、西竹信、藤ノ木、澤田、西藤ノ木、瀬尾田、志ば利、瀧ノ前、大田、西屋敷、祖

ノ神、小井平及び約樋並びに大字杉下字柵田、三郎助、太郎右エ門、若宮、河原田、五反田、屋敷、石塚、丸山、未政、宮前、北田、宮ノ西、明田、四反田一、四反田二、光安、源六、東源六、小フケ、王神、才中、大神及び三久保田(地先公有水面を含む。)

企業管理規程

鳥取県管企業財務規程の一部を改正する企業管理規程をここに公布する。

昭和四十六年七月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県企業管理規程第三号

鳥取県管企業財務規程の一部を改正する企業管理規程

鳥取県管企業財務規程(昭和三十八年五月鳥取県企業管理規程第八号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項各号列記以外の部分中「局の帳簿」を「帳簿」に改め、同項第二号中「第三号」を「第二号」に改め、「、並びに同条第十四号及び第十五号」を削り、同項に次の一号を加える。

三 第十条第十二号から第十六号まで及び前条各号に掲げる帳簿は、契約書その他の証拠となるべき書類により記入する。

第十二条第二項を削る。

第十八条第二項中「知事に銀行振込依頼書を提出しなければならない。」

ただし、請求書にその旨を記載することによりこれにかえることができる」を「請求書にその旨を記載しなければならない」に改める。

第二十二条第三号を次のように改める。

三 賃金

第二十二条に次の二号を加える。

四 交際費

五 供託金

第二十三条第二号を次のように改める。

二 法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償金

第三十八条第一号中「三万円」を「五万円」に改める。

第四十一条中「出納員」を「総務課長」に改める。

第四十六条(見出しを含む。)中「き損」を「損傷」に改める。

第四十七条第一項中「毎月末及び」を削る。

第四十九条中「三万円」を「五万円」に改める。

第五十五条中「き損」を「損傷」に改める。

第六十二条中第四号を削り、第五号を第四号とし、同条に次の一号を加える。

五 その他決算に必要な整理

第六十六条第二十六号を次のように改める。

二十六 削除

別表第一の鳥取県管電気事業勘定科目資産の部の(1)固定資産の表中

第二十六号様式を次のように改める。

耐用年数が1年以上であつて取得価額又は製作価額が3万円以上のものをいう。

を

耐用年数が1年以上であつて取得価額が5万円以上のものをいう。

に改める。

第26号様式 削除

附 則

(施行期日)

1 この企業管理規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の鳥取県管企業財務規程の規定により行なわれた手続その他の行為は、それぞれ改正後の鳥取県管企業財務規程の相当規定により行なわれたものとみなす。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発 所 行

鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】